

議案第九号

港区指定障害見入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十三日

提出者 港区長 武井雅昭

港区指定障害見入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

港区指定障害見入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和二年港区条例第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十二条の見出しを「（不当な行為の禁止）」に改め、同条中「対し」を「対して」に、「行う場合であって懲戒するとき」を「行い、」に改め、「懲戒に関し」を削り、「ときは」を「に当たっては」に、「その権限を濫用して」を「不当な行為をして」に改める。

第四十九条の次に次の二条を加える。

（安全計画の策定等）

第四十九条の二 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の安全の確保を図るため、当該指定福祉型障害児入所施設の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する施設外での活動、取組等を含めた指定福祉型障害児入所施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他指定福祉型障害児入所施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、従業者に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第四十九条の三 指定福祉型障害児入所施設は、障害児の施設外での活動、取組等のための移動その他の障害児の移動のために自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。

第五十七条中「第四十九条」を「第四十九条の三」に改める。

1 この条例は、令和五年四月一日から施行する。

2 この条例の施行の日から令和六年三月三十一日までの間、この条例による改正後の港区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第四十九条の二（同条例第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条例第四十九条の二中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」とする。

（説明）

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和四年厚生労働省令第百五十九号）等の施行による児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）の一部改正を踏まえ、規定を整備するため、本案を提出いたします。